

○国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則

〔平成16年4月1日〕
規則第52号

改正 平成17. 2. 24 16規則197 平成19. 4. 1 19規則16
平成20. 3. 1 19規則97 平成20. 4. 1 20規則18
平成20. 6. 26 20規則53 平成20. 12. 26 20規則111
平成21. 7. 23 21規則40 平成22. 2. 18 21規則63
平成23. 1. 27 22規則62 平成23. 2. 24 22規則63
平成25. 12. 19 25規則24 平成26. 5. 22 26規則2
平成26. 7. 24 26規則7 平成28. 2. 18 27規則50
令和2. 3. 26 元規則48 令和5. 2. 16 5規則46

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第39条第3項及び第40条の規定に基づく単位修得の認定については、この規則の定めるところによる。

(成績の審査)

第2条 単位修得の認定は、試験、論文、研究報告等による。

(単位の算定)

第3条 授業科目の単位は、45時間の学修をもって1単位と算定する。45時間の学修については、授業の方法、教育効果等を考慮して、事前準備学修、授業（講義、演習、実験、実習又は実技）での学修及び事後展開学修に時間を割り振ることとし、その割り振りは、次のとおりとする。

授業の方法	授業時間	事前準備・事後展開学修時間	計
講義及び演習	15時間	30時間	45時間
	30時間	15時間	
実験、実習 及び実技	30時間	15時間	
	45時間	0時間	

2 1 授業科目の単位の算定について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合には、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮した時間をもって1単位とすることができる。

(合格の基準)

第4条 単位修得の評価は、グレードポイント（以下「G P」という。）により行い、1以上を合格とする。

2 G Pに対応する評語及び評価内容は、次のとおりとする。

G P	評語	評価内容
4	S	到達目標を超え、全般的に特に秀でている
3. 5	A +	到達目標を超えており、部分的に秀

		でている
3	A	到達目標を超えている
2.5	B+	到達目標に十分達しており、部分的に秀でている
2	B	到達目標に十分達している
1.5	C+	到達目標に最低限達しており、部分的にB以上の水準にある
1	C	到達目標に最低限達している
0	D	到達目標に達していない
0	F	到達目標の達成度を測る材料がない

(GPAの種類及び計算方法)

第4条の2 平均成績の評価は、GPの平均値であるグレードポイントアベレージ(以下「GPA」という。)による。

2 GPAの種類は、学期GPA、学年GPA及び積算GPAとする。

3 学期GPAとは、連続する2学期(第1学期及び第2学期又は第3学期及び第4学期を指す。以下同じ。)に履修登録した全ての授業科目のGPの平均を、学年GPAとは、当該学年に履修登録した全ての授業科目のGPの平均を、積算GPAとは、入学時以後に履修登録した全ての授業科目のGPの平均をいい、それぞれ次の計算式により算出し、小数点以下第3位を四捨五入する。

(1) 学期GPAの計算式

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{連続する2学期に(履修登録した授業科目のGP} \times \text{その授業科目の単位数)の総和}}{\text{連続する2学期に履修登録した単位数}}$$

(2) 学年GPAの計算式

$$\text{学年GPA} = \frac{\text{当該学年に(履修登録した授業科目のGP} \times \text{その授業科目の単位数)の総和}}{\text{当該学年に履修登録した単位数}}$$

(3) 積算GPAの計算式

$$\text{積算GPA} = \frac{\text{入学時以後に(履修登録した授業科目のGP} \times \text{その授業科目の単位数)の総和}}{\text{入学時以後に履修登録した単位数}}$$

4 認定科目は、GPA算出の対象としない。

(GPA算出基準日)

第4条の3 GPA算出基準日は、9月20日及び3月20日とする。

(履修科目の登録)

第5条 学生は、定められた履修登録期間に、履修する授業科目を登録しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第5条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年間に48単位、連続する2学期に24単位とする。ただし、各学部は、学期GPAが優秀でない者に対し、次の連続する2学期において、単位数の上限を下回る上限を設けることができる。

2 各学部は、学期GPAが優秀な者に対し、次の連続する2学期において、前項本文に定める上限を超えて、履修科目の登録を認めることができる。

(試験)

第6条 試験は、原則として学期末に行う。ただし、担当教員が必要と認めたときは、随時行うことがある。

2 試験の日割及び科目は、実施の1週間前に発表する。

第7条 病気その他やむを得ない事由により受験できないときは、診断書その他の証明書類を添付の上所属学部の長に追試験を願い出ることができる。

2 前項の願い出は、当該試験日までに行うものとする。ただし、やむを得ない事由により願い出ることができない場合は、当該試験日後1週間以内に願い出ることができる。

3 第1項の願い出があった場合には、所属学部の長は、審査の上これを許可する。

第8条 再試験は行わない。

第9条 試験に不正行為のあった者は、その学期に係る全履修科目の単位を認定しない。

(単位の取消)

第10条 授業料未納により除籍された者が、授業料未納期間に修得した単位は、取り消す。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。ただし、編入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。

2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成17. 2. 24 16規則197)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 4. 1 19規則16）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20. 4. 1 20規則18）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 6. 26 20規則53）

この規則は、平成20年6月26日から施行する。ただし、改正後の第8条の規定は、平成21年度入学者から適用する。

附 則（平成20.12.26 20規則111）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、前日から引き続き在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者（以下この項において「編入学者等」という。）については、なお従前の例による。ただし、在学者及び編入学者等が平成24年4月1日以降に引き続き在学する場合は、改正後の規定を適用する。

附 則（平成21. 7. 23 21規則40）

この規則は、平成21年7月23日から施行する。

附 則（平成22. 2. 18 21規則63）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23. 1. 27 22規則62）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23. 2. 24 22規則63）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25.12.19 25規則24）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26. 5. 22 26規則2）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。ただし、編入学者及び再入学者については、当該年次の規則による。

2 この規則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26. 7. 24 26規則7）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。ただし、編入学者及び再入学者については、当該年次の規則による。

2 この規則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28. 2. 18 27規則50）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 3. 26 元規則48）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5. 2. 16 4規則46）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。